

議会の情報セキュリティ基本方針について

地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策として、方針（セキュリティポリシー）策定は任意であったが、地方自治法改正により、「サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は方針を定め、必要な措置を講じる」ことが規定され、同法施行日となる令和8年4月1日までに方針を定め、公表及び実施することが義務付けられた。

情報セキュリティポリシー（基本方針を具体化した全体パッケージ）

- ①「情報セキュリティ基本方針」（全体の考え方を示す最上位文書）
- ②「情報セキュリティ対策基準」（アクセス制御、バックアップなどの「守り方の基準」）・「情報セキュリティ実施手順」（具体的な運用手順、マニュアル）

今回、方針を定め義務付けられたのが上記①

1 葉山町の状況

葉山町でも既に情報セキュリティポリシーは策定済みで、情報セキュリティ基本方針について、今回の地方自治法改正に伴い必要な見直しを行い、公表及び実施済み。

*本方針が適用されるのは、町長部局、行政委員会、議会事務局及び消防本部。

2 本町議会の状況

現状4月1日の公表、実施の対応ができていない。

3 県内町村議会の状況

県内市町村においては、公表、実施をしている議会もあるが、多くの議会では議会のサイバー方針に係るガイドラインが国や全国町村議長会から示されていないため、各町村で策定済みとなっている情報セキュリティ基本方針に定めている適用の範囲にある「議会事務局」を「議会」と改定して対応するケースが散見される。

4 本町議会の対応

当初、情報セキュリティ基本方針に定めている適用の範囲にある「議会事務局」を「議会」と改定して対応することも考えたが、「町のネットワーク」の範囲は、LGWAN系ネットワーク及びマイナンバー系ネットワークであり、役場内に誰でも使えるインターネット Wi-Fiはあるが、業務用PCで接続することが不可なので、これは含まれないものと考え、議員は別に定める必要があるとの判断に至った。

これらを踏まえ、別紙のとおり議会の情報セキュリティ基本方針（案）を策定した。
なお、議会の情報セキュリティ基本方針策定にあたっては、町デジタル推進室から意見を
いただいております。

本指針の策定にあたっては、必ずしも議決を必要とせず、その決定方法については各議会の
判断に任せられる。（総務省の見解）